

- ⑤ 酒気帯びの有無を確認すること。
  - ⑥ 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装等も観察して乗務の適否を決定すること。
  - ⑦ 前⑤及び⑥において、酒気帯びが確認され又は健康状態及び睡眠不足の状態が不適切と認められ、若しくはその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
  - ⑧ 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況等総合的に勘案して指示及び注意を行うこと。
  - ⑨ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書等運行上定められた帳票、その他必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行指示書・運行記録紙等の用紙を運転者に渡すこと。
  - ⑩ その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。
- (2) 乗務前点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うことこと。
- ① 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
  - ② 点呼日時
  - ③ 点呼の方法
    - イ アルコール検知器の使用の有無
    - ロ 対面でない場合は具体的方法
  - ④ 運転者の酒気帯びの有無
  - ⑤ 運転者の疾病、疲労等の状況
  - ⑥ 睡眠不足の状況
  - ⑦ 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
  - ⑧ 日常点検の結果に基づく運行可否の状況
  - ⑨ 指示事項
  - ⑩ その他必要な事項

### 3 乗務終了後点呼

- (1) 乗務前自動車の乗務を終了した運転者に対し、次に掲げる事項について対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）にて乗務終了後の点呼を行うこと。
- ① 帰庫後、速やかに行うこと。
  - ② 営業所の定められた場所で行うこと。
  - ③ 酒気帯びの有無を確認すること。
  - ④ 自動車、道路及び運行の状態について報告を求めること。
  - ⑤ 指示、注意した事項の実施状況を確認すること。
  - ⑥ 乗務記録及び運行記録紙その他運行上定められた帳票、携行品、金銭等を